

四日市市告示第 2 6 2 号

四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付要綱（令和 3 年四日市市告示第 9
3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、農家の高齢化や後継者不足により、農地や取水施設など地域の農業資源の維持・管理が難しく、その対策が喫緊の課題となっている中、持続可能な農業の実現を支援するため、<u>地域計画等</u>の地域において効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組をする農家が組織する団体に対し、営農や農地を維持管理するための機械や施設の整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、<u>地域計画等</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、農家の高齢化や後継者不足により、農地や取水施設など地域の農業資源の維持・管理が難しく、その対策が喫緊の課題となっている中、持続可能な農業の実現を支援するため、<u>実質化された人・農地プラン</u>の地域において効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組をする農家が組織する団体に対し、営農や農地を維持管理するための機械や施設の整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、<u>実質化され</u></p>

とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画及び「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に基づき作成されたプランをいう。

（対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、地域計画等の地域において、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組をする農家が組織する団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1)及び(2)（略）

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は、別表に定めるところとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額が上限金額を超えるときは上限金額とする。）以内の額とする。

3（略）

（計画の変更）

第8条（略）

2（略）

3 市長は、第1項の規定による計画変

た人・農地プランとは、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に基づき作成されたプランをいう。

（対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、実質化された人・農地プランの地域において、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組をする農家が組織する団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1)及び(2)（略）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、1,000千円を上限とし、50千円を下限とする。

2（略）

（計画の変更）

第8条（略）

2（略）

3 市長は、第1項の規定による計画変

更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(報告の義務)

第12条 別表に掲げる補助対象経費のうち、地域中核施設整備及び共同利用施設改修に該当する補助事業を実施した補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間は、毎年四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金利用状況報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 利用記録簿（第9号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(決定の取消し)

第13条 (略)

(補助金の返還)

第14条 (略)

(書類の整備)

第15条 (略)

(財産の処分の制限)

第16条 (略)

(補助金の評価)

第17条 (略)

更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条第1項の規定による決定を変更することができる。

(決定の取消し)

第12条 (略)

(補助金の返還)

第13条 (略)

(書類の整備)

第14条 (略)

(財産の処分の制限)

第15条 (略)

(補助金の評価)

第16条 (略)

<p>(補則)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

改正後			
別表			
補助対象経費		補助率	補助上限額
地域中核 施設整備	<u>地域の中核的施設として、個人利用の製茶工場やライスセンターなどの再編に要する施設整備に要する費用（当該費用が5,000千円未満の場合は補助対象外とする。）</u>	1/2以内	5,000千円
共同利用 施設改修	<u>既存の共同利用施設の安定稼働に必要な施設改修（機械類を更新する場合は、従前の機械類と比べてエネルギー消費量が20%以上低下するものに限る）に要する費用（当該費用が5,000千円未満の場合は補助対象外とする。）</u>		
その他	<u>その他持続可能な農業を実現するため、営農や農地を維持管理するための機械や施設の整備に要する費用（当該費用が100千円未満の場合は補助対象外とする。）</u>		1,000千円

改正前

第 1 号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市地域ぐるみ型農業推進事業を実施したいので、四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他

第1号様式添付書類

事業計画書（地域中核施設整備事業）

1. 地域計画等				
対象地区名	対象地区の課題及び農地の集約化に関する方針			
地区内の耕地面積				
2. 経営概要（生產品目・栽培面積等）				
3. 整備する機械等の種類・名称				
4. 整備する機械等の概要				
5. 整備する機械等の経費配分				
内 容	補助事業に要する経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		市補助金(A)	自己資金(B)	
6. 農業経営上の課題に対する具体的な目的・効果				
7. 事業完了予定年月日				
8. 既存の施設を再編する場合、対象となる既存施設の所有者				

9. 既存の施設を再編する場合、対象となる既存施設の所有者の同意確認

私は、私が所有する上記施設を、申請者が四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金を活用して、地域の中核的な農業施設として再編することおよび再編後に地域において広く活用されることに同意します。

年 月 日

施設所有者 _____

(署名又は記名押印)

10. 添付書類

- (1) 機械等の概要等が確認できるカタログ、写真等
- (2) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上(写しでも可)
- (3) 機械等の配置図
- (4) 農家が組織する団体の規約等
- (5) その他市長が必要と認める書類

第1号様式添付書類

事業計画書（共同利用施設改修事業）

1. 地域計画等				
対象地区名	対象地区の課題及び農地の集約化に関する方針			
地区内の耕地面積				
2. 経営概要（生産品目・栽培面積等）				
3. 改修を行う施設の種類・名称				
4. 改修の概要				
5. 改修の経費配分				
内 容	補助事業に要する経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		市補助金(A)	自己資金(B)	
6. 農業経営上の課題に対する具体的な目的・効果				
7. 事業完了予定年月日				
8. 添付書類				
(1) 機械等の概要等が確認できるカタログ、写真等				
(2) 機械類を更新する場合は、従前の機械類と比べてエネルギー消費量が 20%以上低下することが確認できる資料				
(3) 施設の共同利用の状況が確認できる施設利用簿等				
(4) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上（写しでも可）				
(5) 機械等の配置図				
(6) 農家が組織する団体の規約等				
(7) その他市長が必要と認める書類				

第1号様式添付書類

事業計画書（その他）

1. 地域計画等				
対象地区名	対象地区の課題及び農地の集約化に関する方針			
地区内の耕地面積				
2. 経営概要（生産品目・栽培面積等）				
3. 導入機械等の種類・名称				
4. 導入機械等の概要				
5. 導入機械等の経費配分				
内 容	補助事業に要する経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		市補助金(A)	自己資金(B)	
6. 農業経営上の課題に対する具体的な目的・効果				
7. 事業完了予定年月日				
8. 添付書類				
(1) 機械等の概要等が確認できるカタログ、写真等				
(2) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上（写しでも可）				
(3) 機械等の配置図				
(4) 農家が組織する団体の規約等				
(5) その他市長が必要と認める書類				

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度決算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度決算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※補助対象経費のみ記入

第5号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定のあった 年度四日市市地域ぐるみ型農業推進事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他

第5号様式添付書類

事業報告書

1. 地域計画等				
対象地区名	対象地区の課題及び農地の集約化に関する方針			
地区内の耕地面積				
2. 経営概要（生産品目・栽培面積等）				
3. 整備、改修又は導入を行った機械等の種類・名称				
4. 整備、改修又は導入を行った機械等の概要（実績）				
5. 整備、改修又は導入を行った機械等の経費配分				
内 容	補助事業に要する経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		市補助金(A)	自己資金(B)	
6. 事業の成果				
7. 事業完了年月日				
8. 添付書類				
(1) 領収書等の支出が確認できる書類（写しでも可）				
(2) 整備前後の写真				
(3) その他市長が必要と認める書類				

収 支 決 算 書

収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※補助対象経費のみ記入

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金利用状況報告書

四日市市地域ぐるみ型農業推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり前年度の利用状況を報告します。

記

1. 補助金の対象事業
2. 添付書類
 - (1) 利用記録簿（第9号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める資料

第9号様式（第12条関係）

利用記録簿

No.	氏名	住所	利用作目	利用時期	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)